上越市春日山地域の観光に関するロゴマーク使用取扱要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、別図に定める上越市春日山地域の観光に関するロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（ロゴマークの使用）

第２条　ロゴマークは、上杉謙信及び春日山城跡に関連する情報を発信する場合に限り使用することができる。

（使用申請等）

第３条　ロゴマークの使用の承認を得ようとする人及び団体は、上越市春日山地域の観光に関するロゴマーク使用承認申請書（第１号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

⑴　企画書（事業の内容が分かるもの）

⑵　ロゴマークの使用方法を確認することができる書類

⑶　団体又は個人事業者の場合にあっては、定款の写しその他事業の内容を確認することができる書類（初回の申請のときに限る。）

⑷　その他市長が必要と認める書類

２　市長は、ロゴマークの使用の可否を決定したときは、上越市春日山地域の観光に関するロゴマーク使用 承認／却下 通知書（第２号様式）により通知するものとする。

３　市長は、ロゴマークの使用を承認する場合において必要があると認めるときは、これに必要な条件を付することができる。

（使用許可の制限）

第４条　市長は、前条第１項の規定による申請の内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴマークの使用を承認しない。

⑴　法令又は公序良俗に反すると認められるとき。

⑵　特定の政治、思想又は宗教の活動に使用すると認められるとき。

⑶　市の品位を傷つけ、又はロゴマークのイメージを損なうおそれがあると認められるとき。

⑷　自己の商標、意匠等として独占的に使用すると認められるとき。

⑸　その他市長がロゴマークの使用を不適当と認めるとき。

（ロゴマークを使用する場合の遵守事項）

第５条　ロゴマークを使用する人及び団体（以下「使用者」という。）は、ロゴマークの使用に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

⑴　ロゴマークを使用する場合は、「春日山観光ロゴ」の表記を付すこと。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

⑵　承認を得た内容及び第３条第３項の規定により市長がロゴマークの使用を承認する場合に付する条件の範囲内で使用すること。

⑶　ロゴマークを使用した商品等の完成後、速やかに、当該商品等の見本を市長に提出すること。ただし、商品等の見本の提出が困難と認められる場合は、当該商品等の写真の提出をもって代えることができる。

⑷　その他市長が別に定める「上越市春日山地域の観光に関するロゴマーク使用マニュアル」に従うこと。

（使用料）

第６条　ロゴマークの使用は、無料とする。

（承認内容の変更等）

第７条　使用者は、承認を受けた内容を変更しようとするときは、上越市春日山地域の観光に関するロゴマーク使用内容変更申請書（第３号様式）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、ロゴマークの使用内容の変更の可否を決定したときは、上越市春日山地域の観光に関するロゴマーク使用内容変更（承認／却下）通知書（第４号様式）により通知するものとする。

３　第３条第３項の規定は、ロゴマークの使用内容の変更を承認する場合において準用する。

（取消し等）

第８条　市長は、ロゴマークの使用が第４条各号のいずれかに該当し、第５条各号に掲げる事項を遵守せず、又はこの要綱の規定に違反する場合は、直ちにロゴマークの使用の中止、第３条第２項の規定による承認の取消しその他必要な措置を行うものとする。

２　市長は、ロゴマークの使用の中止又は第３条第２項の規定による承認の取消しを決定したときは、上越市春日山地域の観光に関するロゴマーク使用（中止／承認取消し）通知書（第５号様式）により通知するものとする。

３　第１項の規定に基づく承認の取消し等によって使用者が受けた損害については、市長はその責めを負わない。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年９月３０日から実施する。

第１号様式（第３条関係）

上越市春日山地域の観光に関するロゴマーク使用承認申請書

年　　月　　日

（宛先）上越市長

住 所 （ 所 在 地 ）
団　　体　　名
氏名（代表者氏名）
電　話　番　号

次のとおり上越市春日山地域の観光に関するロゴマークの使用の承認を申請します。

使　用　目　的	
使　用　方　法	
使　用　期　間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
販　売　価　格 （販売する場合）	
添　付　書　類	□企画書（事業の内容が分かるもの） □ロゴマークの使用方法を確認することができる書類 □団体又は個人事業者の場合にあっては、定款の写しその他事業の内容を確認することができる書類（初回の申請のときに限る。） □その他市長が必要と認める書類
担　当　者	所　属 氏　名 電　話 メールアドレス

第２号様式（第３条関係）

上越市春日山地域の観光に関するロゴマーク使用 承認／却下 通知書

年　　月　　日

様

上越市長

年　　月　　日付けで申請のあった上越市春日山地域の観光に関するロゴマークの使用について、次のとおり 承認／理由により申請を 却下 したので通知します。

承認	使　用　目　的	
	使　用　方　法	
	使　用　期　間	年　　月　　日から　　年　　月　　日まで
	条　　件	
却下	理　　由	

第３号様式（第７条関係）

上越市春日山地域の観光に関するロゴマーク使用内容変更申請書

年　　月　　日

（宛先）上越市長

住 所 （ 所 在 地 ）
団　　体　　名
氏名（代表者氏名）
電　話　番　号

年　　月　　日付け　　第　　号で承認を受けた上越市春日山地域の観光に関するロゴマークの使用内容について、次のとおり変更したいので申請します。

変　更　内　容	

第４号様式（第７条関係）

上越市春日山地域の観光に関するロゴマーク使用内容変更 承認／却下 通知書

年　　月　　日

様

上越市長

年　　月　　日付けで申請のあった上越市春日山地域の観光に関するロゴマークの使用内容の変更について、次のとおり 承認／理由により申請を却下 したので通知します。

承認	変更内容	
	条件	
却下	理由	

第５号様式（第８条関係）

上越市春日山地域の観光に関するロゴマーク使用 中　止 通知書 承認取消し

年　　月　　日

様

上越市長

年　　月　　日付けで申請のあった上越市春日山地域の観光に関するロゴマークの使用について、次の理由により 中　止 承認を取り消し したので、通知します。

中　止 取消し の理由	

別図（第１条関係）



春日山観光ロゴ